



大阪+知的障害+地域+おもい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 2546号 2015.7.22 発行

SO夏季世界大会：日本選手団ら118人がロスへ向け出発

毎日新聞 2015年07月21日

知的障害者のスポーツの祭典「2015年スペシャルオリンピック（SO）夏季世界大会」が米ロサンゼルスで開催されるのを前に、日本選手団・役員ら計118人が21日、成田空港を出発した。

4年に1度の世界的な大会で、現地時間の25日から8月2日まで開かれ、日本は水泳、陸上など11競技に出場する。障害者と健常者がチームを組む「ユニファイドスポーツ」のうちバスケットボールなど3競技にも参加する。サッカーの児島琢也選手（44）＝熊本県＝は出発セレモニーで「ゴールキーパーとしてシュートの一つでも多く止める」と決意を述べた。【早川健人】

夫にびくびく、要注意 被害者も気づきにくいモラハラ 京都新聞 2015年07月21日



精神的DVに悩む女性たちとグループワークに取り組んできた長谷川さん。「夫を怒らせないことばかり考えてきた人も、まず自分の状態を確かめ、自分を振り返してほしい」（京都市中京区）

言葉の暴力や行動の監視などの精神的DV（ドメスティックバイオレンス）に関心が高まっている。身体的暴力のような分かりやすさがなく、当事者でも気づきにくいのが難点だ。亭主閑白とDVはどう違うのか、一緒に暮らす子どものケアはどうすればいいのか。悩んでいる人たちに向けてガイドブック「新 気づいて乗りこえる」を出版した心理カウンセラーの長谷川七重さんに聞いた。

精神的DVは、モラルハラスメントとも表現される。身体的暴力はないが、きつい言葉をあびせたり、行動の監視、性的な強要、生活費を渡さないなど、複合的な要素が絡んでおり、マインドコントロールされている例が目立つ。長谷川さんは「加害者には、精神を痛めつけて自分が優位に立とうという意識がある」と解説する。

長谷川さんは20年前から被害者らと一緒に、話を聞いてアドバイスし合うグループワークに取り組んできた。ガイドブックはそうした取り組みを基にまとめた。「夫に対してびくびくしたり、自分を責めるようであれば、要注意。まずは、DVを受けているかもしれないと気づくことが大切」と話す。

精神的DVの難しさは、「うちだって、そういうことある」と言われるレベルのことが幾つも積み重なっている点だ。ガイドブックには、「友達や親族に、夫の許しがないうちに会ってはいけないと思う」「必要なものも夫の許可がないと買えない」など、状態を知るための項目を列挙。夫が妻の意見を受け入れなかったり、従わないと怒り、聞く耳を持たないなどの特徴や傾向も紹介している。

夫の精神的DVは、子どもへの影響も大きく、ケアが重要になる。夫と同居中はおとな

しく、別居して反抗的になる例も多いという。「大切なのは、暴力を受けたときの気持ちを子どもに話し、子どもも気持ちを打ち明けられる信頼関係を築くこと」と長谷川さん。

その際、夫の人格を否定せず、「お父さんのあの言葉は傷ついたね」などと、行為について話すこと。「子どもは、自分が父親のようにならないか不安。『行為』が人を傷つけることを確認し、『必ずしも暴力は連鎖しない』という安心感を与えることが大切」と強調する。ガイドブックでは、子どもの面前DVのケアについても詳しく解説している。

「精神的DVは、屈折した支配の表れ。同居でも別居中でも、自分をケアし、夫と自分の考えを切り離して、自分の意見を持つ権利があることを認識してほしい」と話す。

「新 気づいて乗りこえる」はメディアイランド刊。1404円。

社説[アルコール依存症]問われる「飲酒文化」 沖縄タイムス 2015年7月22日

県民の飲酒行動の実態を明らかにしようと、県が実施した大規模な飲酒アンケートの結果がまとまった。そこから読み取れるのは、一言でいうと「アルコールに寛容な社会」である。

20歳から69歳までを対象にした調査で、アルコール依存症が疑われる人が全体の1割に近い約8万5千人と推計された。男性は14・0%を占め、女性は4・6%に上っている。類似の全国調査と比較して男性が2・3倍、女性が5・8倍も高く、極めて深刻な状況だ。

「大切にしていた家族、仕事、趣味などよりも飲酒をはるかに優先させる状態」が、アルコール依存症といわれる。自分の意志でお酒をコントロールできなくなる病気で、その影響が心や体に表れ、仕事に支障を来したり、人間関係が壊れたりする。飲酒運転や犯罪、自殺、虐待など社会問題へとつながるリスクも高い。

依存症が疑われる男性は14・0%だが、依存症に至っていないものの問題飲酒が認められる人までを含めると半数におよぶ。1回の飲酒量が全国平均の3倍近くと多いのも特徴で、年を重ねても頻度や量に大きな変化は見られないという。

調査は健康長寿の復活に向けて、適正飲酒の推進を目的に実施された。沖縄県はアルコール性肝疾患の死亡率などが高く、それが長寿を脅かす要因にもなっているからだ。

依存症が疑われる8万5千人は警告に十分な数字だ。沖縄独特の「飲酒文化」に本気になって向き合わなければならない。

若い世代や女性に関するデータにも注目したい。

酒を飲み始めた年齢を聞いたところ、未成年での飲酒が34・0%に上り、15歳以下も2・8%いた。

沖縄の少年非行の背景に、子連れで居酒屋を利用することを含め、未成年者に対する飲酒認識の甘さが挙げられる。飲酒は非行の入り口ともいわれ、そこから悪質な犯罪へとエスカレートしていくことが少なくないからだ。

若い時から飲み始めた人ほど健康への影響も大きく、依存症になりやすい。大人たちは肝に銘じる必要がある。

依存症の疑いがある女性の割合が、全国と比べ目立って高いことも気になる。

女性の社会進出にともなうストレスなどが想定されるが、アルコールに頼らなければならない生きづらさの原因は何なのか。詳細な分析が必要だ。

昨年6月に施行された「アルコール健康障害対策基本法」は、アルコールによる健康障害を防止する対策の実施をうたう。県の健康づくりの指針「健康おきなわ21」も適正飲酒を重点項目の一つに掲げている。

「否認の病」といわれるだけに、アルコール依存症は早期発見と専門医療への紹介といった対応が重要となる。飲酒運転や非行、虐待、自殺などとの関連を考えると、教育、警察、司法などさまざまなアプローチが必要だ。

調査結果を今後の対策に生かしてほしい。

社説：改正臓器移植法5年 提供者の家族を支える仕組みを

愛媛新聞 2015年07月22日

脳死での臓器提供が家族の承諾でできるようになり、15歳未満からの提供も可能にした改正臓器移植法の施行から、5年を迎えた。

多くても年13例だった臓器提供は施行後に急増したが年40～50例からは横ばいで推移。中でも15歳未満での提供は5年間で7例。うち6歳未満は3例に限られる。その結果、重い心臓病の子らが海外での移植に頼らざるを得ない状況が続いている。

再生医療など臓器提供に頼らない医療への期待は大きい。実現に向け環境整備に力を注ぎたい。一方で、臓器提供を受けなければ命を失う子どもたちがいる現実から目を背けることはできない。脳死になった子に誰かの体の中で生き続けてほしいと望む家族もいる。その意思を生かすためにも、命をつなぐ体制の整備は欠かせない。

まずは国があらためて移植現場の実情を把握し、課題を徹底検証しなければならない。できる限りの情報公開が不可欠だ。

臓器移植そのものへの社会の理解は十分ではない。今年になって、移植をあっせんする日本臓器移植ネットワークが、娘の臓器提供への思いを述べた両親のコメントの一部を削除して発表。さらには組織のずさん運営による患者選定のミスも相次いだ。第三者委員会は、業務手順の問題や職員の研修不足に加え組織内の風通しの悪さも厳しく指摘している。組織の抜本改革を求めたい。移植経緯を透明にし、信頼に基づいた情報共有がない限り「命のリレー」はできないことを忘れてはならない。

移植現場での負担の重さは、これまでも指摘されている。18歳未満からの提供に際しては病院が児童虐待がないことを確認することが前提。虐待の事実が隠蔽（いんぺい）されるようなことはあってはならず、極めて慎重に判断しなければならない。

だが、虐待がないことの証明の難しさに医療現場は苦悩している。第三者の目撃がない不慮の事故で子どもが脳死になったケースは、提供対象から一律除外する病院もある。移植を進めるには、限られた人員、時間の中でも丁寧に判断できるよう、連携して対応する公的機関の検討も必要になる。

また、子が脳死状態になり悲嘆に暮れる親に選択肢提示をためらう医師は多い。救急体制を充実させるなど十分な医療を尽くすことを第一に、それでも助からないとなった場合、家族が臓器提供を一つの「みとり」の形として考えられるよう、家族を支える体制を求めたい。

例えば臨床心理士らが早くから家族の相談に乗り悲しみに向き合う。医師や看護師、医療ソーシャルワーカーらがチームで情報共有し、対応に当たることも大切だ。死を受け止めて初めて初めて臓器提供という選択肢についても考えられる。死生観は人それぞれ。いずれも尊重できるよう、そこから生きる家族の思いを大切に、支援を続けなければならない。

社説：無戸籍の子ども／実態を把握し支援を急げ

神戸新聞 2015年7月21日

何らかの事情で出生届が出されずに無戸籍となった子どもたちの厳しい生活状況が、文部科学省の就学実態調査で明らかになった。

義務教育段階にある142人を対象に初めて実施した調査で、34・8%が財政的な就学援助を受けていた。1人を除き141人が就学していたが、うち6人は1カ月～7年6カ月の未就学期間があった。

文科省も「ほかにも無戸籍の子どもがいる可能性が高い」としている。早急に実態把握に努め、支援の手を差し伸べる必要がある。

3月時点で法務省が把握した無戸籍者のうち小、中学生に相当する子どもたちを調べた。

支援団体は無戸籍者は1万人いるとしているが、法務省で把握できているのは自治体などに相談に来た人に限られ、6月時点でも600人余りだ。

「氷山の一角」の調査とはいえ、子どもたちの状況が深刻であることは確かだ。「漢字が書けない」「身体的虐待やネグレクト（育児放棄）の疑い」「予防接種も受けられていない」などの問題が浮かび上がった。困難を抱えていても、スクールソーシャルワーカーらの支援を受けている子どもは少なかった。

無戸籍になる原因の多くは「離婚後300日以内に生まれた子は前夫の子」とする民法の規定だ。300日以内に別の男性との間に子どもが生まれても、戸籍上は前夫の子になってしまう。それを避けるために出生届を出さない母親がいる。

戸籍がなくても就学できるが、通知などが来ずに就学機会を逸する恐れがある。保護者が行政への相談を避ける傾向があるほか、役所の不十分な対応によって無戸籍では就学できないと思いつむ保護者もいるという。就学できていない子どもはほかにもいる可能性がある。

文科省は、全国の教育委員会などに、無戸籍の子どもを把握した場合は児童相談所などと連携し、きめ細かに支援するよう通知した。

明石市は昨年10月に無戸籍者向けの相談窓口を設置し、希望があれば教育支援も行っている。ただ、こうした取り組みはまだまだ少ない。

子どもの視点に立って人権を守る支援を手厚くしていきたい。同時に根本的な問題解決を考える必要がある。無戸籍者を支援する議員連盟も発足した。民法の規定見直しについて国会での議論を急ぐべきだ。

発達障害、就労期まで支援へ データベースで情報共有 那須塩原市が着手

下野新聞 2015年7月22日

那須塩原市は21日までに、発達障害のある子どもが出生から20歳まで一貫した支援が受けられる体制づくりに着手した。乳幼児期から学齢期、就労まで個別の支援計画をつくり、内容をデータベース（DB）化することで支援者が情報共有しやすい環境を整備する。2016年4月から始動する方針。こうした一貫した支援体制は従来課題とされてきた。県障害福祉課は「県内市町では把握していない」としており、実現すれば県内で初めてとなりそうだ。

市の5歳児発達相談の結果などから推計すると、支援の対象となるのは20歳までの市民で約4千人に上る。これまでは保育園や幼稚園、小中学校、一部高校に発達支援の「個別指導計画」内容を文書で引き継ぐことで連携を取ってきた。

新たな支援体制は、子どもの成長に伴って家庭から保育園・幼稚園、小中学校、高校、大学、就労などに進むごとに「個別支援計画」を引き継いで連携をより強化していくという。さらに引き継ぎで重要事項などをDB化することで各支援段階での情報共有を円滑にする考え。

「幼児期から手厚い支援を受けられる体制を整備することで、本人がつまずきを感じたときに、自発的に支援を求め、社会参加もスムーズになる」（市子ども未来部）とする。

氷見に障害児通所施設 なないろ 「交流の中で成長を」 中日新聞 2015年7月22日

放課後に障害児を預かる障害児通所支援事業所「キッズサポート なないろ」が二十一日、氷見市北大町の旧若葉保育園に開所した。県指定事業所としては市内で初めて。園庭や遊戯室は地域に開放する。運営する社団法人「おひさま」の田口聡子理事は「人との交流の中で、子どもに成長してほしい」と願う。

事業所は知的障害や発達障害のある小中高校生の生活力向上や社会との交流が目的。学校から施設への送迎や、障害児が個性に応じて時間を過ごすことができる。一日の定員は

十人。 訓練室を見学する参加者＝氷見市北大町で

保育園は昨年三月に閉園し、昨年から市内の障害児の親が集まる「手をつなぐ育成会」のサロンとして活用されてきた。会で「放課後に子どもを預かってほしい」との声があり、福祉関係者でつくる「おひさま」が開所。すでに十三人から申し込みがあるという。

開所式には関係者ら三十人が参加。恵光学園（富山市）の橋本伸子園長の記念講演もあった。田口さんは「お年寄りから子どもまで、気軽に立ち寄れる場所にしたい」と話した。（高島碧）



被災孤児包んだ“家庭” あすから児童施設「百道松風園」展 生活取り戻す様子も【福岡県】

西日本新聞 2015年07月21日

開設当時の百道松風園＝1948年ごろ



戦争のしわ寄せは小さい者、弱い者へと向かう。それを如実に物語る「百道松風（しょうふう）園－終戦と子どもたち」展が22日から、福岡県筑紫野市上古賀の福岡共同公文書館で始まる。空襲や海外からの引き揚げで親を亡くした戦災孤児の収容所として始まった県立児童養護施設「百道松風園」（2003年閉園）の半世紀の足跡を振り返る。路上で暮らしていた子どもたちが、少しずつ人

間らしい生活や教育を取り戻していく様子が伝わってくる。

松風園は福岡市早良区百道3丁目にあった。旧満州（中国東北部）などから博多港への引き揚げが活発化した1946年7月、「恩賜財団同胞援護会」がかつての軍の建物を活用し、引き揚げ孤児を一時的に滞在させ、肉親探しをする施設を開設したのが始まりだ。旧厚生省博多引揚援護局史によると、47年2月までに引き揚げ孤児約750人が入所、うち約500人は親戚に引き取られた。国の「浮浪児対策」を受け、物乞いなどをして路上の孤児や家出少年も対象になり、一時は18歳までの200～300人が共に暮らした。

展示するのは、県の行政改革による閉園を受け公文書館に移された資料のうち、名簿や日誌、写真など戦後を中心とした約30点。

孤児台帳には入所児童の厳しい環境がうかがえる。〈満州からの7歳女兒。父は行方不明、母は病死。46年7月の入園直後に死亡〉。〈13歳少女。父母死亡、きょうだいは東京と宮崎。鹿児島親戚宅で虐待され家出。博多駅で保護〉。博多駅で野宿中に鹿児島業者の“身売り”され、逃げてきた少年もいた。

「入脱園状況」によると、46年12月は126人が脱走していたのに対し、翌年は4人に減少。日誌には、当初〈子どもたちはなぜ街に出るのか〉と思い悩んでいた職員が、〈自発的に清掃。自分の家という感覚が出てきたようだ。温かい気持ちで育てていこう〉と徐々に安定していく子どもの様子を喜ぶ記述があった。

児童福祉法の施行で、松風園は48年4月から養護施設に。園内には小学校分校や、和傘作りや家具作りの職業訓練所もできた。60年代は炭鉱閉山で職を失った親が増え、入所者が急増。近年は、親の病気や虐待による入所が多く、様変わりしていた。

公文書館職員の荻野寛美さん（42）は「資料には『家庭的なぬくもりを』という職員の記述が頻りに登場する。戦争がいかに子どもたちの心や生活を狂わせるかを知ってほしい」と来場を呼び掛けている。

展示は9月27日まで、無料。今月25日午後2時から、引き揚げ孤児に詳しい高杉志緒・下関短期大准教授の講演がある。申し込みは公文書館＝092（919）6166。

横領容疑弁護士：大阪地検特捜が2億円超横領など追起訴 毎日新聞 2015年07月21日

大阪地検特捜部は21日、大阪弁護士会所属の弁護士、久保田昇容疑者（62）＝約2億4800万円の業務上横領罪で既に起訴＝について、約2億1900万円の業務上横領と2700万円の詐欺などの罪で追起訴した。これで被害総額は計5億円近くに上る。

起訴状によると、顧客の預かり金や交通事故の示談金計約2億1900万円を着服。2014年9月～今年1月には、隣接地の購入交渉を依頼された大阪市の私立幼稚園から、実際は交渉をしなかったのに購入代金として計2700万円をだまし取ったなどとしている。特捜部は認否を明らかにしていない。【高瀬浩平、藤頭一郎】

久保田被告に長女の交通事故の示談金約5400万円を着服されたという母親＝大阪府＝が大阪市内で記者会見し、「娘の命をつなぐ大切なお金。弁護士だから信用していたのに裏切られた。許せない」と声を震わせた。

母親によると、20代の長女は2006年1月の10代の学生の時、大阪府内の交差点で自転車に乗っていてトラックにはねられ、一時意識不明になった。高次脳機能障害の重い後遺症が残り、記憶障害などに今も苦しんでいる。就職が内定していたが断念、母親も娘の身の回りの世話をするため、仕事を辞めた。

同年、知人の紹介で久保田被告に事故の示談交渉を依頼した。「示談に向けた一時金」と一部を受け取ったが、その後、「示談は成立しなかった」と言われ、信じていた。しかし、実際には示談が成立し、保険会社から約9290万円が支払われていたことを、今年に入って特捜部検事に告げられて知った。

長女は障害者の作業所に通っている。母親は「悔しい。弱い人を助けるために弁護士になったのではないのか」と唇をかんだ。【高瀬浩平】

<カルテ不正閲覧>病院とニチイ学館を提訴へ 河北新報 2015年7月22日

大崎市民病院の新本院＝2014年12月



大崎市民病院（宮城県大崎市）で入院患者の電子カルテが不正閲覧されプライバシーを侵害されたとして、被害者の姉妹と母親が、病院と医療事務を請け負っていたニチイ学館（東京）に900万円の損害賠償を求める訴えを、23日にも仙台地裁古川支部に起こす。

母子の代理人弁護士によると、昨年10月、姉妹の父親の家庭内暴力（DV）が原因で10代の次女が脚にけがをし、診療した医師の判断で20代の長女と共に

同病院に保護入院させた。

ニチイ学館の従業員として同病院に勤務していた母親が「次女が階段から落ちてけがをした」と上司に休暇の取得を申請したところ、「あなたの家庭内の事情は分かっている。なぜうそをつくのか」となじられ、不正閲覧が分かった。

病院側の調査で、看護師ら病院職員とニチイ学館の社員の計24人が不正閲覧していたことが判明。社員の一部は「興味本位で見た」と打ち明けて謝罪したが、職場の人間関係は修復できず、母親はことし2月末に退職した。

代理人は「虐待、DVという特に他人に知られたくない個人情報、病院の中で漏れていたのは極めて遺憾だ」と主張している。

宮崎発音声変換システム 聴覚障害の区議、議会で使用 読売新聞 2015年07月22日



発言を文字に変換するタブレット端末 (MJC提供)

聴覚障害を抱えながら4月の統一地方選で当選した東京都北区の斉藤里恵区議(31)が、議場で使った音声変換システムが注目されている。システムを構築し、納入した宮崎市の情報技術会社「MJC」によると、区議会で運用が始まった5月26日以降、他の自治体や特別支援学校などから問い合わせが25件ほどあった。講演会や授業への転用が検討されているという。(小林隼)

発言者がマイクに向かって話す時、パソコンに内蔵した文字変換ソフトを介して、タブレット端末に発言内容が文字で表示される。発言から文字表示までは0.3秒程度。聴覚障害者はタブレットを見ながら、議論に参加する仕組みだ。

斉藤区議は、幼い頃に髄膜炎の後遺症で聴力を失った後、東京・銀座の高級クラブで働いていた時に、筆談による接客が人気となった。同区議の初当選を受け、議会事務局などが対応を検討。情報量を減らさず、円滑な意思疎通が図れる音声変換システムを導入することにした。

MJCは10年ほど前から北区と防災関連事業などで取引があった。富士通の子会社などが開発した文字変換ソフトを利用し、全体のシステムを構築した。

スムーズに変換できるように、地名や人名、議会の専門用語など310の言葉を事前登録した。ヤジを拾わないようマイクも調整。議場での発言のうち、9割以上を正しく変換できるようになったという。

5月の北区議会の臨時会で実際に使った斉藤区議は「普通の会話についていけることに感動した。声が文字に変わるまでの時差も気にならなかった」と振り返る。

1セット約200万円。北区議会は本会議用と委員会用に計2セット購入した。同区での導入を受け、他の自治体や教育関係者から問い合わせが相次ぎ、導入に向けた協議が進んでいるという。

まだ、細かい変換ミスがあるなど課題は残るが、MJCの川崎友裕社長は「様々な用途に応じた改良を進めていきたい」と意気込む。

防災とは支え合いです 脚光浴びる仙台「福住町方式」 東京新聞 2015年7月22日



防災とは、支え合いです。東日本大震災当時を振り返り、仙台市宮城野区の福住町(ふくずみまち)町内会長、菅原康雄さん(67)は、そう確信している。いかに被害を少なくできるかに傾注して、お年寄りや障害者の支援者リストを作り、市内外の住民組織と協力協定を結んできた「減災」の備えが震災時に奏功。こうした取り組みは、地域の防災モデル「福住町方式」として脚光を浴びている。(石川修巳)

菅原さんは、東京新聞と河北新報社(仙台市)が二十六日に文京区で開催する「東日本大震災を忘れない～被災体験を聞く会」で講演。翌二十七日には、木造住宅密集地域のある文京区大塚の住民と被災者たちが語り合う「東京むすび塾」にも参加する。

福住町町内会には約四百世帯、一千人余が加入している。菅原さんは「減災の第一歩」として、住民の名簿作りを重視。震度6強の揺れが襲った震災当日も、支援者リストにある約五十人全員の安否確認は約一時間で完了した。

備蓄食料が底をつく四日目には、二〇一〇年に町内会レベルで「災害時相互協力協定」

を結んだ山形県尾花沢市・鶴子地区の人たちが、トラックにコメや野菜などを積んで駆けつけてくれた。現在は、茨城県日立市の「塙山（はなやま）学区住みよいまちをつくる会」など八団体と協定を結んでいるという。

こうした町内会の取り組みは、「仙台・福住町方式 減災の処方箋（せん）」（新評論）として今年四月に発行された。二百十四ページ、千八百円（税別）。

菅原さんは「震災後の対応は、日ごろの備えの延長でした。私たちの取り組みは特殊な事例ではなく、どこでもできうことです」と話している。

◆26日 震災体験を聞く会 文京シビックホールで

東京新聞は二十六日、東北地方のブロック紙・河北新報社（仙台市）と共催で、「東日本大震災を忘れない～被災体験を聞く会」を文京区の文京シビックホール多目的室で開く。午後六時半～同八時、入場無料。

震災の教訓を東京でも共有し、首都直下地震から命と地域を守るための備えに生かす。津波火災の現場に出動した元消防官、地域と連携して乳幼児七十一人の命を守った元保育所長ら、宮城県で被災した四人が自らの体験を語る。

事前申し込み不要。問い合わせは、東京新聞社会部「東京むすび塾」事務局＝電03（6910）2260。

難病治療、成人後も支援 厚生省検討会が基本方針 共同通信 2015年7月21日

厚生労働省の専門家による検討会は子供の難病「小児慢性特定疾病」について、成人しても切れ目のない医療を受けられるよう手引書を作成することなどを盛り込んだ基本方針案を21日までに大筋でまとめた。意見公募を経て9月をめどに厚労相が告示する見込み。

基本方針は、今年1月に施行された改正児童福祉法に基づき策定する。国や地方自治体が取り組む施策として医療費の支給、自立支援、患者の健全な成長のための調査、研究などを挙げた。

対象患者が成人した後の支援では、国がモデル事業を実施し、移行に必要な手引書を作成する。指定難病の要件を満たす疾病の場合は医療費助成の対象となるよう検討するとした。国には成人後の就労状況や生活実態を把握するよう求める。

医療費助成を申請する患者の情報を定期的に収集してデータベースに登録し調査、研究に活用できる態勢を整備することも盛り込んだ。一方で、子供の医療費全額を補助する自治体も多いため登録が進まず、十分なデータが集まらないとの懸念もある。申請手続きの簡素化などの対策を取ることになった。

厚労省によると、小児慢性特定疾病は、慢性の疾患で生命を脅かし、長期に高額な医療費がかかることなどが要件で、704疾病、約15万人が対象となっている。〔共同〕

「障害年金入門」刊行 精神疾患の障害年金を解説 産経新聞 2015年7月22日

精神疾患がある当事者や家族向けに、障害年金に関する手続きを詳しく解説した「精神障害をもつ人のためのわかりやすい障害年金入門～申請から更新まで～」が刊行された。著者は大阪府高槻市の社会保険労務士、井坂武史さん。

障害年金は重要なセーフティネットだが、制度の分かりにくさや手続きの煩雑さなどから、申請や不服申し立てを諦める人が少なくない。本書はそんな人々に「諦めないで」と呼び掛け、具体的な対処例を紹介する。B5判、176ページ、1944円。書店販売はしておらず、発行元のNPO法人地域精神保健福祉機構（略称コンボ）に直接申し込む。（電）047・320・3870。



月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も
大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行